

防災分野のデータプラットフォーム整備 にむけた調査検討業務

データ連携ルールの検討状況

令和5年3月14日

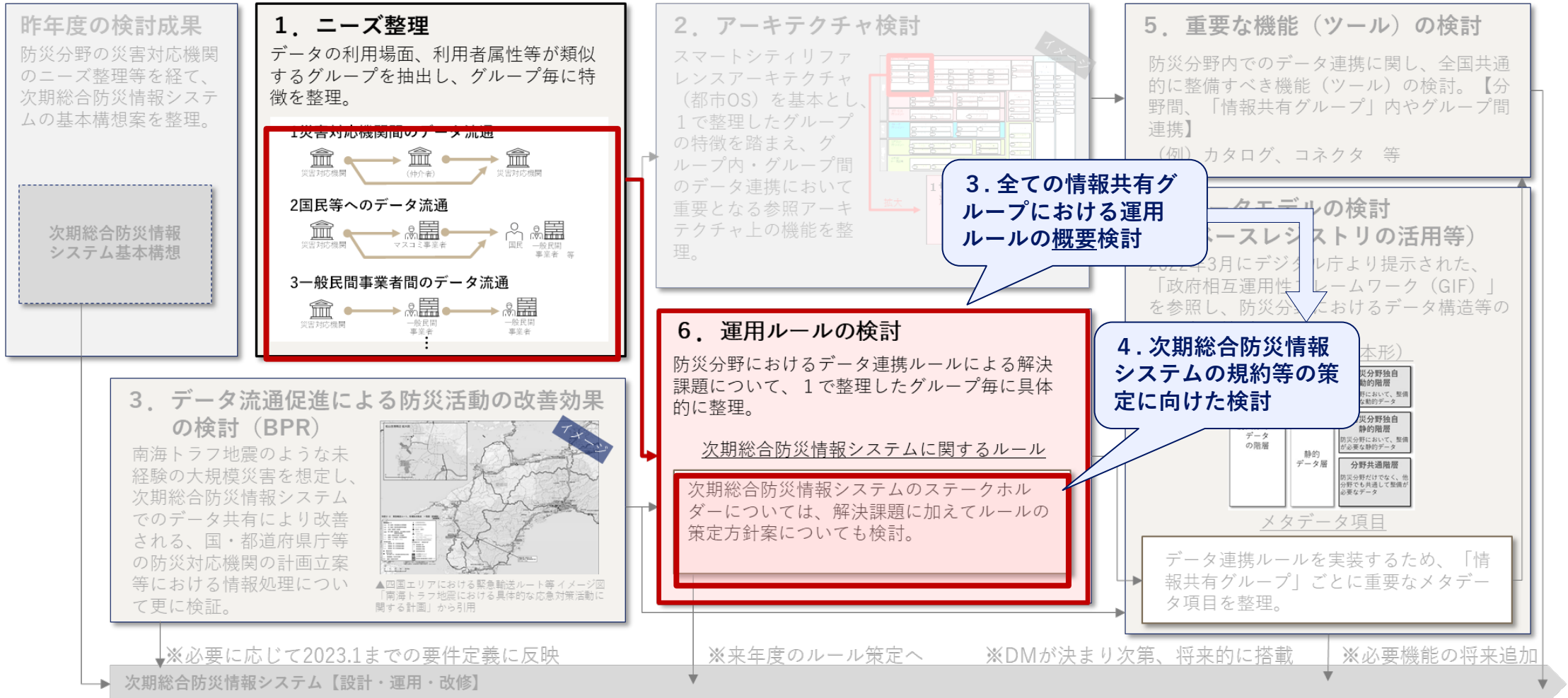
目次

1. 概要・経緯
2. 各情報共有グループにおける運用ルールの検討
3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討
4. 次年度以降の検討方針

1. 概要・経緯

1.1. 情報共有のための運用ルールを検討

- 「情報共有グループ」毎に、各グループ内のデータ流通を促進するために求められる運用ルールの論点を検討整理している。(第2回WGで検討方針と途中報告)
- 「情報共有グループ1-1 (国・都道府県レベル)」については、抽出した運用ルールの論点を具体化する規約等の策定方針も検討している。



1. 概要・経緯

1.2. 各情報共有グループにおける運用ルールの重要論点の検討・整理方法

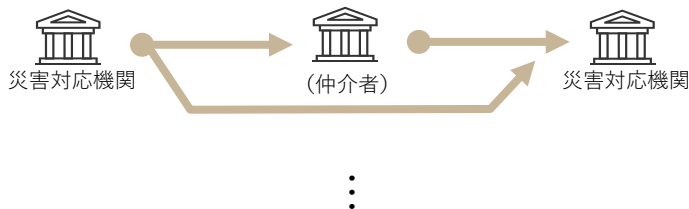
- 「包括的データ戦略」で示されている一般則ルール10項目を参照し、各情報共有グループの運用ルールとして特徴的と考えられる論点を、ユースケースを作成しながら整理する方針とした。（第2回WG）

検討・整理イメージ

情報共有グループ

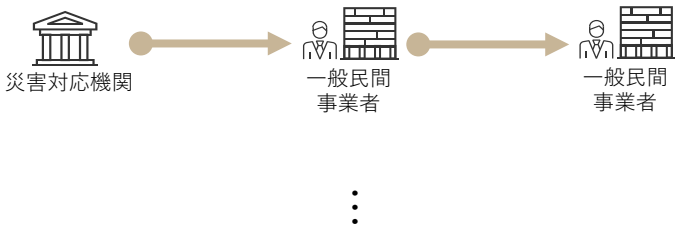
1 災害対応機関間のデータ流通

1-1 国・都道府県レベルのデータ流通



3 一般民間事業者間のデータ流通

3-1 商用サービスによるデータ流通



流通データ・流通形態の特徴 及びユースケース

- 発災初期に、迅速に広域的な活動方針等を検討するためには、**確度の低い推定情報**も有用
- 推定情報は誤差を含む**

災害発生直後の応急活動粒度が大きく不確かさを含む**推定情報**であっても有用性が高いことが想定されるユースケース

- 一般民間事業者が保有する情報には、**行政機関の災害対応に有用な情報**が存在する
- 一般に流通していない情報**がある

有用な情報が広く流通するためには、**データ契約締結に関する不安**を払しょくする必要があることが想定されるユースケース

求められるルール

推定情報の取扱いについて検討が必要

契約ひな形やデータ取引ルールについて検討が必要

包括的データ戦略における一般則ルール (10項目)

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| A-1: データ提供主体/データの真正性等の運用ルール | B-1: データについての関係者の利害・関心の表明 |
| A-2: データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール | B-2: 意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入 |
| A-3: パーソナルデータの取扱いルール | B-3: データに関するガバナンスの構築 |
| A-4: データ交換のための標準化 | B-4: 公正なデータ取引の担保 |
| A-5: データ品質の考え方 | B-5: ロックイン防止のための仕組みの導入 |

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| A-1: データ提供主体/データの真正性等の運用ルール | B-1: データについての関係者の利害・関心の表明 |
| A-2: データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール | B-2: 意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入 |
| A-3: パーソナルデータの取扱いルール | B-3: データに関するガバナンスの構築 |
| A-4: データ交換のための標準化 | B-4: 公正なデータ取引の担保 |
| A-5: データ品質の考え方 | B-5: ロックイン防止のための仕組みの導入 |

1. 概要・経緯

1.3. 前回（第2回）検討会での取り扱い論点

- 第2回WGでは、途中経過として、重要論点の一部を報告した。
- 本日は、その後に追加・整理した各情報共有グループの運用ルールの重要論点を報告する（一部を抜粋）。

第2回検討会での取り扱い論点

情報共有グループ	一般則ルール	テーマ	検討論点
1-1 国・都道府県レベルのデータ流通	A-5: データ品質の考え方	推定情報の利用	早期被害推計情報など誤差を含む情報を適切に共有するための、情報の品質基準、責任の所在、情報の共有範囲などに関する運用ルール
1-2 都道府県・市区町村レベルのデータ流通	B-1: データについての関係者の利害・関心の表明	関係者の責任範囲等の整理	データ提供者の不安（不確定要素を含む場合など）を除くための、データの用途、提供に関わる関係機関の立場（役割、責任範囲等）、利用に必要な情報（制限事項、利用範囲等）に関する運用ルール
2-1 マスメディア等を介した間接広報	A-5: データ品質の考え方	取消・修正報の取扱い	データ提供者から誤った情報が、仲介者を通じて伝達される場合も想定し、情報内容に関する責任の所在や、誤情報が共有されてしまった場合の対応に関する運用ルール
3-1 商用サービスによるデータ流通	A-2: データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール	データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール	一般民間事業者の所有する情報が、他者の防災活動に資する適切な共有が促進されるよう、参照できる契約雛形などに記載する運用ルール
4-1 行政・地域団体・住民団体間のデータ流通	B-2: 意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入	多様なデータ提供主体の真正性の確認	被災者の支援活動に参画する多様な団体について、真正性の証明方法や審査基準などの運用ルール
4-2 個人情報を含むデータ流通	A-3: パーソナルデータの取扱いルール	個人情報の取扱い	データ提供者の不安を払拭するための、個人情報の共有範囲や利用目的の明示、同意規定などの運用ルール
IoT機器の真正性の確認	A-1: データ提供主体／データの真正性等の運用ルール	IoT機器の真正性の確認	多様な設置主体による多様なIoT機器からのデータ収集について、データ品質やデータの真正性等を担保する方法等に関する運用ルール

1. 概要・経緯

1.4. ヒアリング調査の概要

- 各情報共有グループにおける主なステークホルダー（災害対応機関や代表的なシステムの運営組織等）にヒアリングを行い、情報共有グループごとの特徴を踏まえて、運用ルールに係る検討論点の追加・精査を行った。

2. 各情報共有グループにおける運用ルールの検討

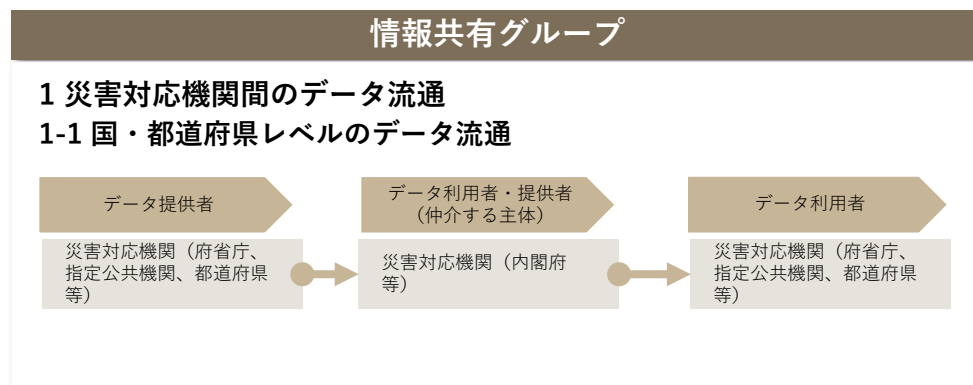
2.1. ユースケース及び重要論点（想定）

2.1.1. 国・都道府県レベルのデータ流通（データ共有範囲の明確化等）

- 広域災害発生直後、広域応援部隊の派遣方針の決定等の国レベルでの迅速な判断の参考に、**被災都道府県等からの被害情報等の迅速な提供が重要となるが、初期情報には精度が低く誤りも含む恐れ。**
- **提供情報の目的外利用の抑制や、共有範囲等に関する運用ルールが有用と考えられる。**

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 ▶ 発災前 ▶ 発災初期 ▶ 応急期 ▶ 復旧期



流通データ・流通形態の特徴

- 広域災害の発生後初期の段階で、国レベルでは広域的な方針を検討するために、被災都道府県等から提供される被害情報は重要となるが、初期情報は精度が低い。

ユースケース

被災都道府県は、現場や市区町村等から上がってくる情報を取りまとめ、関係省庁とシステムで共有しているが、発災初期には情報の精度も低いことから、提供後にさらに他省庁や指定公共機関などへも展開が行われてしまうと誤解が生じないかなどの懸念。

包括的データ戦略における一般則ルール

データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール
B-2:意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入

ルール検討における論点

被災都道府県等から国に提供される情報について、利用方法、共有範囲等に関する運用ルール

2. 各情報共有グループにおける運用ルールの検討

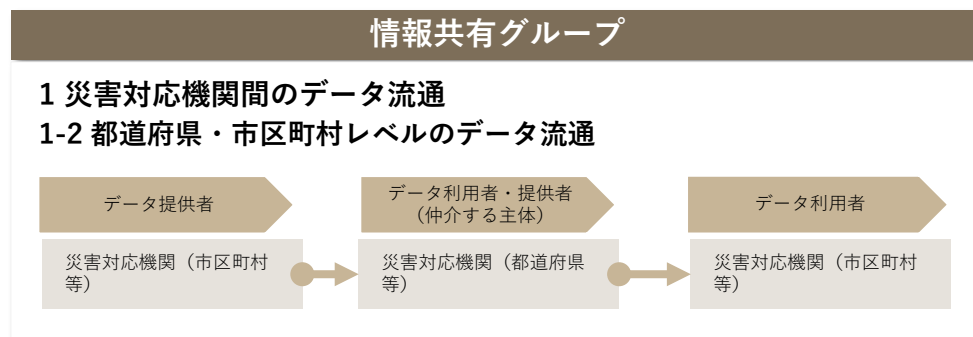
2.1. ユースケース及び重要論点（想定）

2.1.2. 都道府県・市区町村レベルのデータ流通（確度の低い現場情報の扱い）

- 発災直後、被災市区町村では現場からの取得した情報を、関係機関と共有し、人命救助活動などを行う。迅速な対応のためには、**内容の不確かな情報の共有も有用と想定される。**
- 情報を共有する関係機関（市区町村、都道府県、消防機関等）の間で**情報の取扱い目的、共有範囲、対応ルール（現場への問合わせの抑制等）**を定めることが有用と考えられる。

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 ▶ 発災前 ▶ 発災初期 ▶ 応急期 ▶ 復旧期



流通データ・流通形態の特徴

- 発災直後、地方自治体における迅速な現場状況の把握、活動判断には、不確実性を含む現場情報も不可欠。

ユースケース

A市役所土木部署へ、県管理河川の破堤現場に派遣しているA市役所職員から、地域住民から聴取した人命にかかわる情報の報告があった。ただし内容には重要な点で、不確かさも含んでいた。

A市役所土木部署で取得した当該情報を、電話報告に加え、A市役所防災部署や県庁土木部署など多数の関係機関とテキストデータでも共有できるツールを導入しているが、情報内容には不確かさを含んでいる。

包括的データ戦略における一般則ルール

データの取扱い一般に関する共通ルール
A-5: データ品質の考え方

ルール検討における論点

現場情報を多く扱う市区町村や都道府県では、住民からの通報など不確かな内容を含む情報も、迅速な対応の判断のため不可欠である。確度の低い内容を含むテキストデータを関係機関で阻害なく適切に流通できるように、**情報の取扱い目的、共有範囲、対応ルール（現場への問合わせの抑制等）**などに関する運用ルール

2. 各情報共有グループにおける運用ルールの検討

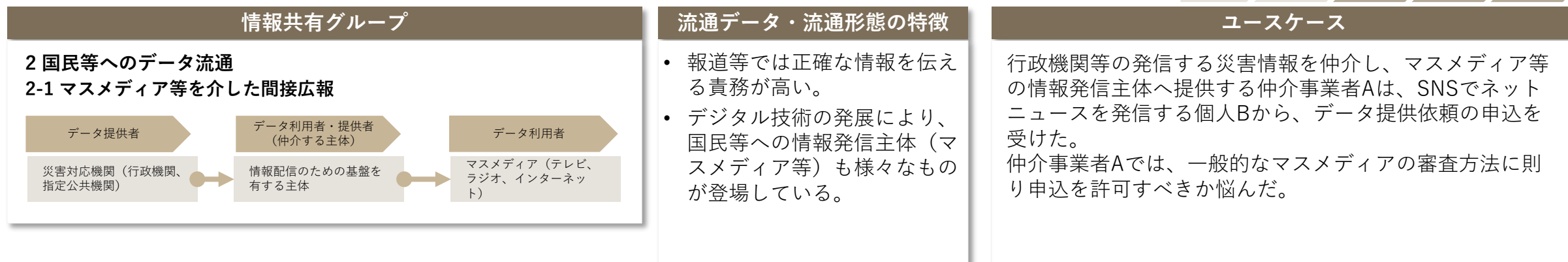
2.1. ユースケース及び重要論点（想定）

2.1.3. マスメディア等を介した間接広報（データ提供先の審査基準等）

- 国民向けに配信される防災データは、避難情報など命にかかわる情報であることから、データ仲介者（データ流通基盤運営者等）からデータを取得できるデータ利用者が、正確に適切にデータを配信できる主体であることが求められる。
- 一方で、国民への情報伝達を行う事業者は、報道機関のほか**アプリ開発・運営事業者体など多岐にわたる**。
- そのため、仲介者からデータを取得できるデータ利用者の**審査方法等の運用ルール**が重要と考えられる。

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 ▶ 発災前 ▶ 発災初期 ▶ 応急期 ▶ 復旧期



包括的データ戦略における一般則ルール

データの取扱い一般に関する共通ルール

A-1: データ提供主体／データの真正性等の運用ルール

ルール検討における論点

突発的に大量に配信が行われる、国民向けの災害情報（避難情報等）を、正確に信頼性をもって配信できる利用者であることを、防災情報の間接広報グループのデータ流通基盤の利用者として加入する平時の段階で、適切に認証できる**審査方法等の運用ルール**

2. 各情報共有グループにおける運用ルールの検討

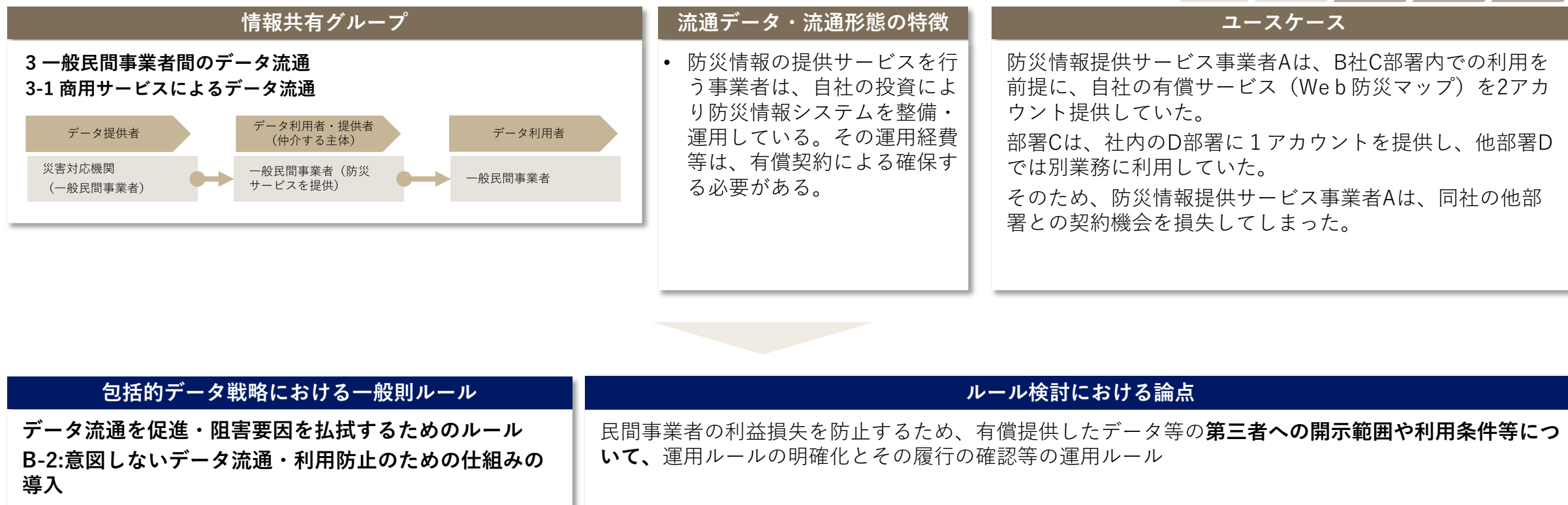
2.1. ユースケース及び重要論点 (想定)

2.1.4. 商用サービスによるデータ流通 (データ利用条件の明確化)

- 大規模災害発生時には被災者支援等のために防災データが防災関係機関等に無償で提供される場合もあるものの、防災サービス事業者等の事業継続のために、有償契約に基づくデータが、**提供者の意図しない利用が行われ利益損失が生じる**ことは防ぐ必要がある。
- そのため、**有償契約データの第三者への開示範囲等の利用条件や許諾内容に関する運用ルールの明確化と履行が重要**と考えられる。

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 ▶ 発災前 ▶ 発災初期 ▶ 応急期 ▶ 復旧期



2. 各情報共有グループにおける運用ルールを検討

2.2. 各情報共有グループの特徴的な運用ルールの検討

- 「情報共有グループ」毎に、「包括的データ戦略」の一般則ルール10項目を参照し、各情報共有グループの運用ルールとして特徴的と考えられる論点を、ユースケースを作成しながら整理した。
- 次に「情報共有グループ1-1（国・都道府県レベルのデータ流通）」について、抽出した運用ルールの論点を具体化する規約等の策定にむけた検討を行う。

情報共有グループ	サブグループ	運用ルール検討における重要論点の例
1 災害対応機関間のデータ流通	1-1 国・都道府県レベルのデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 推定情報の利用 ✓ 提供情報の利用目的・共有範囲の明示 ✓
	1-2 都道府県・市区町村レベルのデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係者の責任範囲等の整理 ✓ 確度・精度の低い現場情報の取扱いルール ✓
2 国民等へのデータ流通	2-1 マスメディア等を介した間接広報	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取消・修正報の取扱い ✓ データ提供先の真正性の確認 ✓
3 一般民間事業者間のデータ流通	3-1 商用サービスによるデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール ✓ データ利用条件の明確化 ✓
4 被災者個々の支援のためのデータ流通	4-1 支援団体等への個人情報を含まないデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多様なデータ提供主体の真正性の確認 ✓ 民間支援団体への情報共有フォーマットの標準化 ✓
	4-2 個人情報を含むデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報の取扱い ✓
IoT機器のデータ流通		<ul style="list-style-type: none"> ✓ IoT機器の真正性の確認 . . .
研究開発のためのデータ流通		<ul style="list-style-type: none"> ✓



次期総合防災情報システムの規約等の策定にむけた検討



各情報共有グループにおける運用ルールの検討の参考

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.1. 検討方針

- 前節では、次期総合防災情報システムを含む「情報共有グループ1-1（国・都道府県レベルのデータ流通）」の運用ルールとして、重要と考えられる課題・論点を抽出した。
- 本節では、次期総合防災情報システムの運用ルールを具体化する文書群（規約等）の策定に向けて、
 - ① ポリシー・規約文等の要素
 - ② 規約書等の全体構成等
 の概略を、検討した結果を、以降で報告する。

① ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討（概略）

検討方針：関連ガイドラインを参照し、抽出した課題論点に対する、**ポリシー・規約文等の要素**を検討整理

参照例：プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0

要素（例）

- データ提供者：提供データの利用にあたっての損害の免責
- PF運営者：システム利用にあたっての損害の免責 等



全体構成
・目次

次期総合防災情報システムの
利用規約 文書構成イメージ

条項	説明
1 総則	システムの規約全般にわたって適用される規則・
1 用語の定義	利用規約や細則で使用する用語の定義
2 本規約の目的	利用規約が策定された目的条項
3 規約の同意・変更	規約への同意が成立する要件や、PF運営者による規約変更に関する事項（効力、予告の有無等）
4 システム・サービス概要	システムが提供するサービス概要（名称・内容・共有範囲等）
5 使用言語	規約で使用される言語
6 適用条項	規約が適用される範囲
7 禁止事項	次期総合防災情報システムの利用における一般的な禁止行為（犯罪行為、公序良俗違反）や当該行為を行ったものへの処分に関する事項
8 違反報告	禁止事項や違反行為があると思慮した際の報告に関する規定
9 反社会的勢力の排除	反社会的勢力及びそれらの関係者とみなされる利用者・提供者等に対する処分（排除等）に関する規定
10 損害賠償	規約違反に伴う損害賠償に関する規定
11 準拠法、裁判管轄	規約が準拠する法律や紛争時の管轄裁判所に関する規定

SAMPLE

要素

② 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

検討方針：類似するPF（プラットフォーム）・システム等の既存の規約書等から、**構成等**を検討整理

- 東京データプラットフォーム
- Lアラート 等

文書構成等（例）

- 文書種類：規約 等
- 条項：総則、利用契約（利用者） 等



3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.2. ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討（概略）

3.2.1. 検討方針

- 前節で抽出された、次期総合防災情報システムで重要と考えられる運用ルール上の課題・論点をもとに、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」（デジタル庁/内閣府知的財産戦略推進事務局）の手順を参考に、規約文等として記載する要素としていくプロセスを調査整理した。

検討方針

① ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討（概略）

検討方針：関連ガイドラインを参照し、抽出した課題論点に対する、**ポリシー・規約文等の要素**を検討整理

参照例：プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0

要素（例）

- データ提供者：提供データの利用にあたっての損害の免責
- PF運営者：システム利用にあたっての損害の免責 等



全体構成
・目次

次期総合防災情報システムの
利用規約 文書構成イメージ

条項	説明
1 総則	システムの規約全般にわたって適用される規則・規定
1 用語の定義	利用規約や細則で使用する用語の定義
2 本規約の目的	利用規約が策定された目的条項
3 規約の同意・変更	規約への同意が成立する要件や、PF運営者による規約変更に関する事項（効力、予告の有無等）
4 システム・サービス概要	システムが提供するサービス概要（名称・内容・共有範囲等）
5 使用言語	規約で使用される言語
6 適用条項	規約が適用される範囲
7 禁止事項	次期総合防災情報システムの利用における一般的な禁止行為（犯罪行為、公序良俗違反）や当該行為を行ったものへの処分に関する事項
8 違反報告	禁止事項や違反行為があると思慮した際の報告に関する規定
9 反社会的勢力の排除	反社会的勢力及びそれらの関係者とみなされる利用者・提供者等に対する処分（排除等）に関する規定
10 損害賠償	規約違反に伴う損害賠償に関する規定
11 準拠法、裁判管轄	規約が準拠する法律や紛争時の管轄裁判所に関する規定

SAMPLE

② 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

検討方針：類似するPF（プラットフォーム）・システム等の既存の規約書等から、**構成等**を検討整理

- 東京データプラットフォーム
- Lアラート 等

文書構成等（例）

- 文書種類：規約 等
- 条項：総則、利用契約（利用者） 等



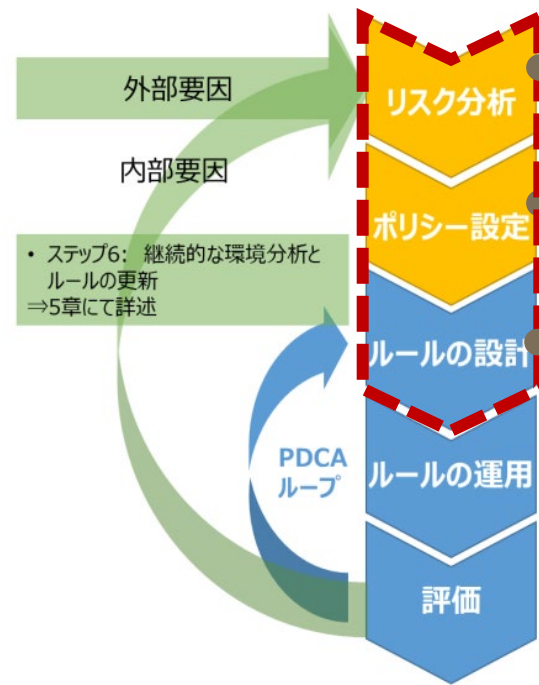
3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.2. ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討（概略）

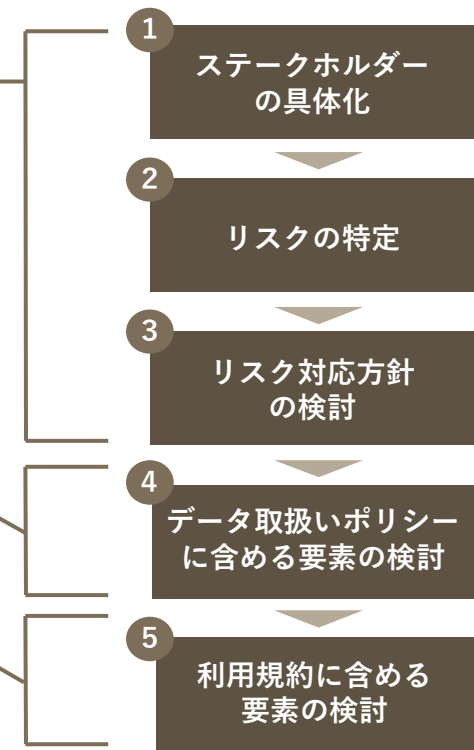
3.2.2. ポリシー・規約文の検討方針（全体）

- 「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」（デジタル庁/内閣府知的財産戦略推進事務局）には、プラットフォームにおける運用ルールの実装の手順として、**リスク分析から、ポリシー・ルール**の設計、**実装後のルールの運用・評価**にわたる全体の手順が記載されている。
- 今年度は、**ポリシー・ルール等の設計**までの範囲を検討スコープとした。また、具体的にポリシー・規約に記載する文言は、次期総合防災システムの仕様が確定する次年度以降に作成していく。

ガイダンスにおける、データ取扱いルール実装の検討手順の全体※



今年度の検討手順



規約等の具体的な文言は、来年度に作成。
今年度の検討は、要素等まで

※ 出典「デジタル庁/内閣府知的財産戦略推進事務局「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」資料より引用し、弊社にて編集
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/63d84bdb-0a7d-479b-8cce-565ed146f03b/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf)

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.2. ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討（概略）

3.2.3. ポリシー・規約文の検討方針（前半 1/2）

- ステークホルダーを3つに分類（**データ提供者・データ利用者・PF運営者**）し、リスク主体（懸念を有する主体）をより具体化したうえで、リスク（懸念）を特定し、当該リスクへの対応方針を検討整理した。
- 対応方針の検討は、リスク（懸念）の**影響と頻度**の観点から、**回避・軽減・受容・転嫁**の4つに区分して整理する。



✓ 「データ提供者」「データ利用者」「PF運営者」の3分類に具体化する。

ステークホルダー	具体的なステークホルダー	
データ提供者	国	指定公共機関
	都道府県	その他
	市区町村	
データ利用者	国	指定公共機関
	都道府県	
	市区町村	
PF運営者	内閣府防災	

✓ 対象のステークホルダーに想定されるリスクと、その発生要因を整理する。

ステークホルダーの懸念・不安（リスク）	各リスクの発生要因（想定）
<p>想定される次期総合防災情報システムのステークホルダーの懸念・不安</p> <p>SAMPLE</p> <ol style="list-style-type: none"> 提供先での目的外利用（流用） 知見等の競合への横展開 提供データについての関係者の利害・関心が不明 対価還元機会への関与の難しさ データ提供先のデータ・ガバナンスへの不安 公正な取引市場の不足 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響 プライバシー侵害に対する懸念 取引の相手方のプライバシーガバナンスへの不安 データ提供元及びデータの真正性等に対する不安 システム間でデータフォーマットが異なることへの懸念 誤差や不確かさを含むデータを扱うことへの不安 	

✓ 影響と頻度の二軸で評価し、対応方針（回避・軽減・受容・転嫁）を決定する。

✓ そして、対応方針に沿ったリスクへの対応策を検討する。

リスク対応方針の類型と具体的な対応策の例※

	影響小	影響大
頻度高	<p>軽減：リスクを受容可能なレベルに減らす</p> <p><具体的な対応策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> 意図しないデータ流通を防止するため、アクセス制御技術の利用をPF運営者やPFユーザに課す 個人情報について適切な同意取得がされるよう、特定要件を満たす同意取得プロセスをPF運営者やPFユーザに課す 	<p>回避：リスクの原因を取り除く</p> <p><具体的な対応策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、PFに参加可能な者を限定する PF上で個人情報を取り扱わない
頻度低	<p>受容：対策を行わずに受け入れる</p> <p><具体的な対応策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス拡大に際し、データ提供者からの同意の再取得を行わないことを判断（過去に取得した同意が新たに拡大されたサービスに適用可能、かつステークホルダーに不利益は生じないと判断） 	<p>転嫁：リスクの結果と責任を第三者へ移す</p> <p><具体的な対応策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> PFを介してデータを受け取るデータ利用者に、情報漏洩について保険加入を課す

手順
プロセス

※ 出典「デジタル庁/内閣府知的財産戦略推進事務局「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」資料より引用し、弊社にて編集
 (https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/63d84bdb-0a7d-479b-8cce-565ed146f03b/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf)

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.2. ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討 (概略)

3.2.3. ポリシー・規約文の検討方針 (前半 2/2)



「データ提供者」に着目して検討

ステークホルダー	体系的なステークホルダー						
データ提供者	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>指定公共機関</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td></td> </tr> </table>	国	指定公共機関	都道府県	その他	市区町村	
国	指定公共機関						
都道府県	その他						
市区町村							
データ利用者	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>指定公共機関</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td></td> </tr> </table>	国	指定公共機関	都道府県		市区町村	
国	指定公共機関						
都道府県							
市区町村							
PF運営者	<table border="1"> <tr> <td>内閣府防災</td> <td></td> </tr> </table>	内閣府防災					
内閣府防災							

「データ提供者」の抱くリスク・発生要因を具体化

ステークホルダーの懸念・不安 (リスク)

各リスクの発生要因 (想定)

提供情報の共有範囲が明示されてから

被災都道府県等のデータ提供者において、確度の低い被害状況の速報が、意図せぬ他組織にも共有されることに不安を感じ得る

11. システム間でデータフォーマットが異なることへの懸念
12. 誤差や不確かさを含むデータを扱うことへの不安

リスク評価

影響大
頻度高

発災直後には、被災都道府県等からの迅速な速報提供が、各機関の対策方針の検討などに有用な場合がある

広域的な大規模災害発生時に、被災都道府県等から多くの被害状況の速報が流通することが見込まれる

	影響小	影響大
軽減: リスクを受容可能なレベルに減らす	<p>軽減: リスクを受容可能なレベルに減らす</p> <p><具体的な対応策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> 意図しないデータ流通を防止するため、アクセス制御技術の利用をPF運営者やPFユーザに課す 個人情報について適切な同意取得がされるよう、特定要件を満たす同意取得プロセスをPF運営者やPFユーザに課す 	<p>回避: リスクの原因を取り除く</p> <p><具体的な対応策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、PFに参加可能な者を限定する PF上で個人情報を取り扱わない
頻度高		

対応方針の検討

対応方針は「軽減」とする

被害状況の速報を取り扱う必要があるため「回避」は不適

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.2. ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討（概略）

3.2.4. ポリシー・規約文の検討方針（後半 1/2）

- 整理したリスク対応方針に基づき、**具体的に文言化するポリシー・規約文等に含める要素**の整理を試行した。
- ポリシーとは、**リスク対応方針の実行を約束する方針**である。
- 規約とは、**そのポリシーを実現するために、各ステークホルダーが遵守すること**である。
- なお実際に具体的にポリシー・規約に記載する文言は、次期総合防災システムの仕様や搭載データ、ステークホルダーが確定してく、次年度以降に、詳細に改めて検討・作成していく。今年度は、**策定検討の過程の全体像**を検討整理している。



- ✓ リスク対応方針を実行を約束するポリシーに含める要素を整理する。
- ✓ なお、**ポリシー本体の策定は次年度以降実施**

対応方針

回避・軽減
転嫁・受容

実現

ポリシーに含める要素

- ✓ ポリシー案を実行するために必要な事項を、利用規約の条項案として整理する。
- ✓ なお、**利用規約の策定は次年度以降実施**

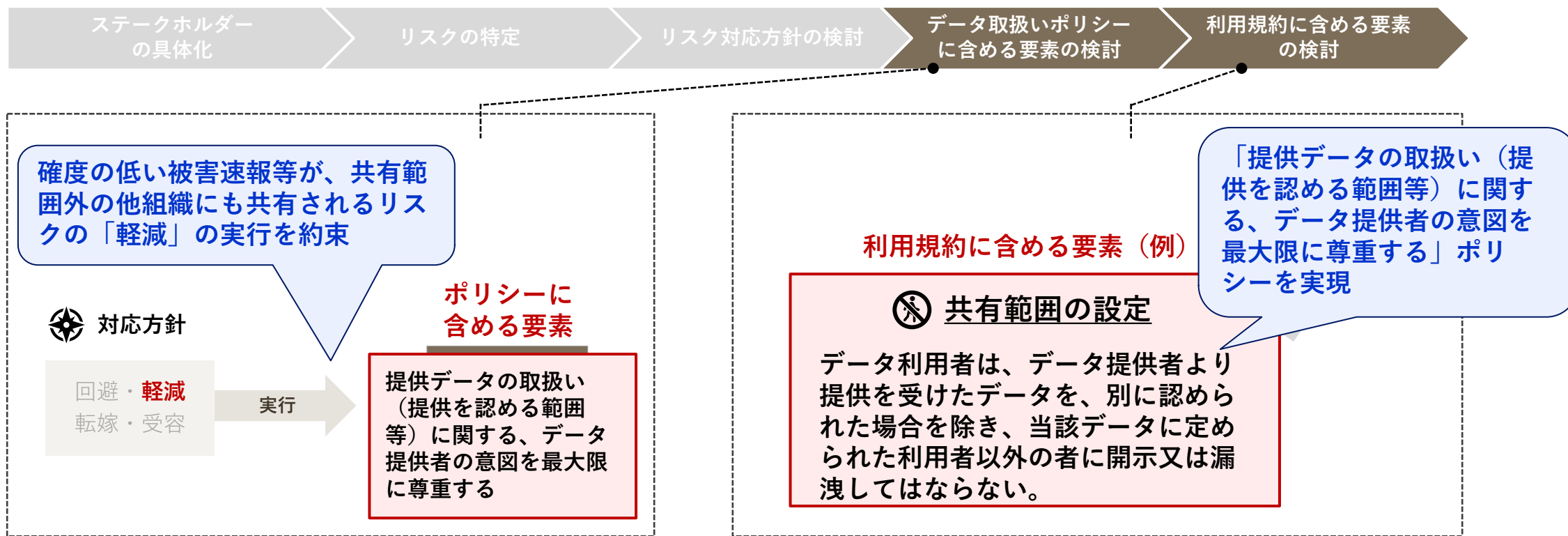
利用規約の設計	
規約に含める要素	説明
利用権限の設定	提供したデータが意図しない目的で利用されないよう、データ利用権限と利用方法を明確に定義する必要がある。また、データ提供者とPF管理者間で個別に取り決めを締結することで、提供データに関する具体的な利用者権限及び提供方法をコントロールできる仕組みを構築する必要がある。
共有範囲の設定	企業秘密等の機微情報が含まれるデータが意図しない利用者・範囲に流通しないよう、データ利用者の定義・対象をより明確にする必要がある。
目的外利用の抑制	プライバシーポリシーや情報セキュリティポリシー等に基づき、利用者が事前に取り決めた利用目的や利用条件の範囲を越えて利用することを抑制する規約が必要である。
...	...

SAMPLE

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.2. ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討（概略）

3.2.4. ポリシー・規約文の検討方針（後半 2/2）



次期総合防災情報システムの規約文とする要素を整理

以上の手順で



- データ提供者の免責の明文化
- 利用権限の設定
- 共有範囲の設定

等

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

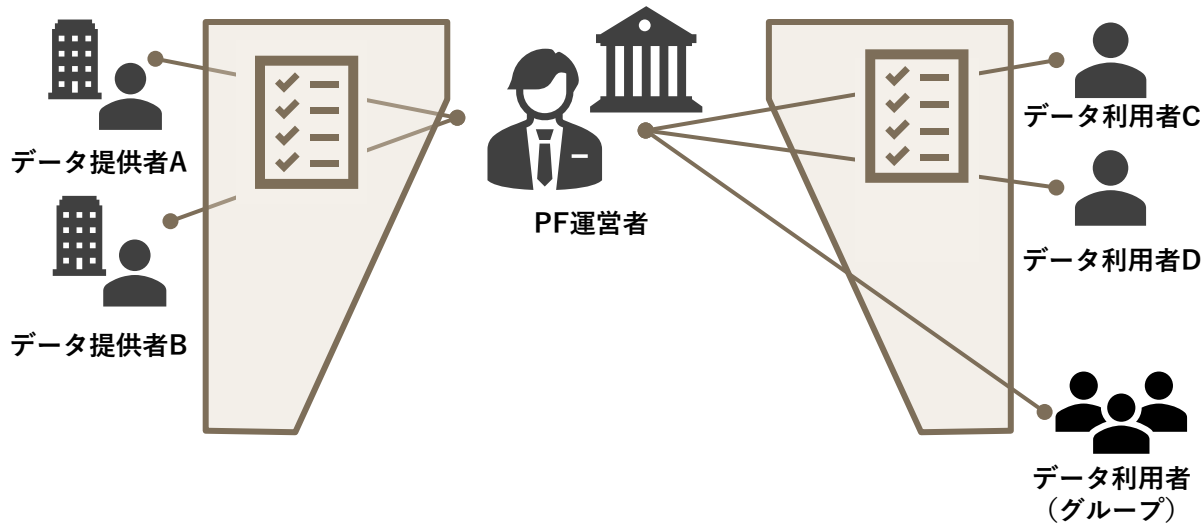
3.3. ポリシー・規約文等の要素の検討整理結果

3.3.1. 規約文等の要素の構造 (1/2)

- 前節までの、ポリシー・規約文の要素の検討整理の結果、運用ルールを次の2つに区分されると考えられた。
 - 共通ルール：プラットフォームのステークホルダー全員に、共通的に規定することが有用なルール
 - 個別ルール：個別契約のように、各ステークホルダー間と個別設定することが有用なルール (PF運営者と提供者の間、および、PF運営者と利用者の間を基本として想定)

① 共通ルール

すべてのステークホルダー（データ提供者・データ利用者PF運営者）の共通ルール

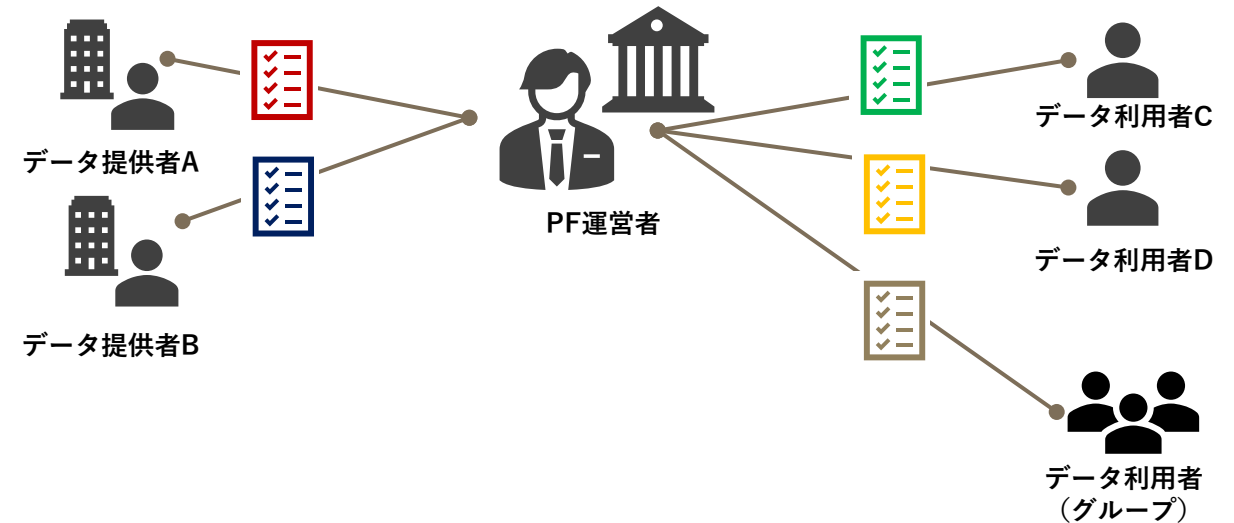


例

- 目的外利用の抑制
- データ提供者の免責の明文化 等

② 個別ルール

各ステークホルダー間の個別設定ルール



例

- 利用権限の設定
- 共有範囲の設定 等

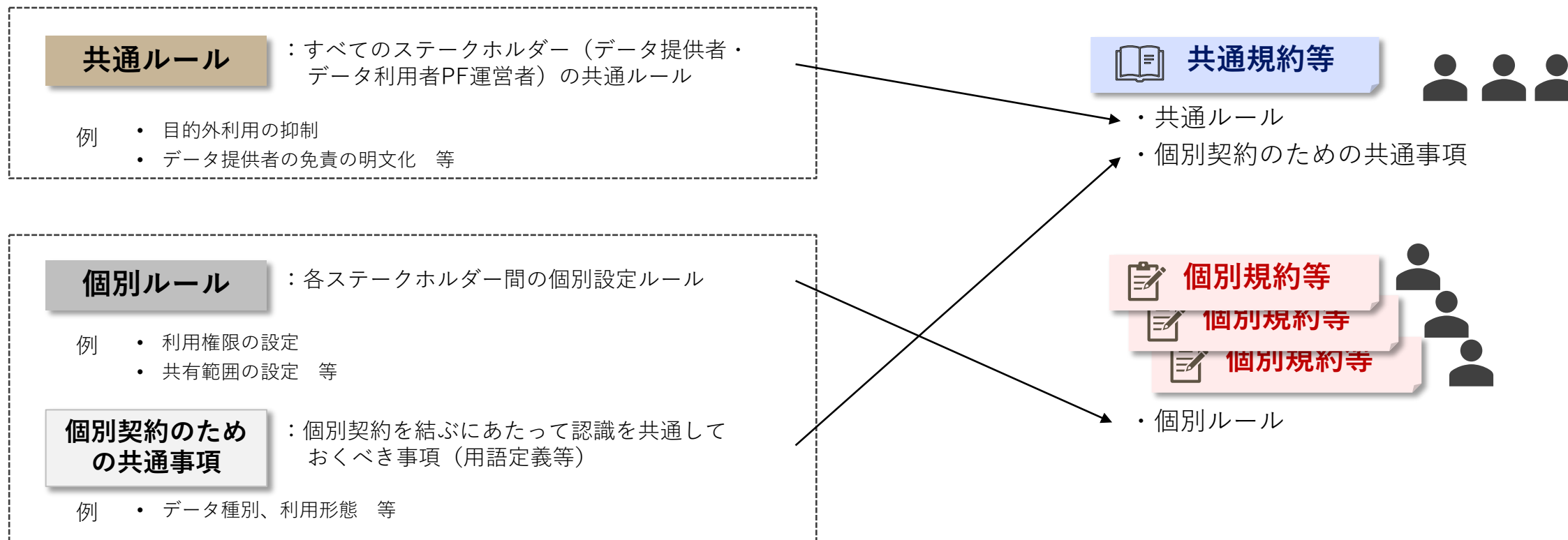
3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.3. ポリシー・規約文等の要素の検討整理結果

3.3.1. 規約文等の要素の構造 (2/2)

- 「個別契約」等を締結するにあたっては、用語の定義など、共通化しておく「個別契約のための共通事項」がある。
- これらの共通事項は、「共通ルール」とともに、「共通規約」等に含めて共通的に定めておく。

規約要素の構造



3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.3. ポリシー・規約文等の要素の検討整理結果

3.3.2. 個別契約のための共通事項の例 (1/2)

- 多岐にわたるデータ提供者と、データの利用条件等に関する個別ルールを確認し、個別規約として整理していく際に認識の齟齬のないように、共通事項として整理しておくとう有用な事項があると考えられる。

ステークホルダー

ステークホルダー間での個別ルール (例)

個別契約のための共通事項 (例)



① 共有範囲の設定
提供されたデータの共有範囲を、明瞭に規定できる必要がある。

具体例

- ・すべてのデータ利用者（国・都道府県・市区町村・指定公共機関）に提供する場合
- ・行政（国・都道府県・市区町村）のみに提供する場合 等

✓ 提供データの共有範囲のパターンを整理するためには、「**データ利用者（国、地方自治体、指定公共機関）の範囲・定義**」を整理する必要がある。

具体例

- <国の場合>
国の定義（府省庁の地方支分部局等を含めて定義するか等）
- <自治体の場合>
地方自治体の分類（普通地方公共団体（都道府県・市町村）と特別区のみとするか等）
- <指定公共機関の場合>
指定公共機関の範囲（協会の協会員を含めるか等）

② 利用権限の設定
利用者に提供されたデータについて、利用者における利用の形態や権限を明瞭に規定できる必要がある。

具体例

- ・当該データについて、データ利用者は、閲覧のみ可能とし、データの取得及び加工、編集は認められない 等
- ・当該データについて、システムから出力した地図画像を、第三者に提供してよい 等

✓ 提供されるデータの種別、利用者における利用形態、利用者における利用権限などに区分して整理する必要がある

具体例

- <データ種別>
ローデータ、GISレイヤーデータ、地図画像データ 等
- <利用形態>
データ閲覧（システム内）、データ出力（紙印刷、データ出力）等

次頁参照





3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.3. ポリシー・規約文等の要素の検討整理結果

3.3.2. 個別契約のための共通事項の例（2/2）

- ステークホルダー間で、利用権限の限定していくためには、**システムの利用形態**を共通の定義として明確に整理する必要がある。
- そこで、**提供データの取扱いに関する利用形態**を**4分類**に整理した。

利用形態パターン（例）

#	利用形態	説明	例
①	データの加工、編集 	受信したデータの取得及び加工、編集、解析	システムから浸水区域（領域）データを取得し、当該領域内の世帯数を抽出した。
②	データのシステム上での閲覧 	システム（ブラウザ）上でのデータの閲覧	人的被害（市区町村毎）の空間分布をシステム上で閲覧する。
③	データのデジタル出力 （画像データ） 	システムからの出力として、 ・地図画像の画像データの出力 など	システムから得た画像データを下図として使用し、対応計画書類を作成した。
④	データのアナログ出力 （数表の印刷） 	システムからの出力として、 ・数表の紙資料への印刷など	避難所情報の一覧表で紙に印刷し、庁内関係部署に配布した。

※ さらに利用者（例：自治体）から、第三者（例：庁外の支援団体）との共有が認められた場合にも、第三者にも複数の利用形態が想定されるため、定義が望ましい。

- ・利用者から、データの取得（加工、編集が可能となる）は不可であるが、印刷物の提供は可
- ・利用者の端末の映写画面の閲覧は可（例：本部会議での画面投影） など

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.1. 検討方針

- 前節までに検討した、運用ルールに関する規定について文章化し、要綱・規約書等の書類にどのように記載していくか、既存の関連するプラットフォームや情報共有システムの要綱・規約書等を調査整理し、検討の概略を整理した。

① ポリシー・規約文等の文言の策定方針の検討（概略）

検討方針：関連ガイドラインを参照し、抽出した課題論点に対する、**ポリシー・規約文等の要素**を検討整理

参照例：プラットフォームにおけるデータ取扱いの実装ガイダンス ver1.0

要素（例）

- データ提供者：提供データの利用にあたっての損害の免責
- PF運営者：システム利用にあたっての損害の免責 等



全体構成
・目次

次期総合防災情報システムの
利用規約 文書構成イメージ

条項	説明
1 総則	システムの規約全般にわたって適用される規則・事項
1 用語の定義	利用規約や細則で使用する用語の定義
2 本規約の目的	利用規約が策定された目的条項
3 規約の同意・変更	規約への同意が成立する要件や、PF運営者による規約変更に関する事項（効力、予告の有無等）
4 システム・サービス概要	システムが提供するサービス概要（名称・内容・共有範囲等）
5 使用言語	規約で使用される言語
6 適用条項	規約が適用される範囲
7 禁止事項	次期総合防災情報システムの利用における一般的な禁止行為（犯罪行為、公序良俗違反）や当該行為を行ったものへの処分に関する事項
8 違反報告	禁止事項や違反行為があると思慮した際の報告に関する規定
9 反社会的勢力の排除	反社会的勢力及びそれらの関係者とみなされる利用者・提供者等に対する処分（排除等）に関する規定
10 損害賠償	規約違反に伴う損害賠償に関する規定
11 準拠法、裁判管轄、協議	規約が準拠する法律や紛争時の管轄裁判所に関する規定

SAMPLE

② 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

検討方針：類似するPF（プラットフォーム）・システム等の既存の規約書等から、**構成等**を検討整理

- 東京データプラットフォーム
- Lアラート 等

文書構成等（例）

- 文書種類：規約 等
- 条項：総則、利用契約（利用者） 等



3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.2. 調査整理の方法（1/2）

- 防災分野のプラットフォームに関連する既存の要綱・規約書として、下記の2分類のシステムを対象とした。
 - ① **利用者登録を必要としない、もしくは利用者登録に資格要件・審査等がないプラットフォーム等**
（※利用者登録が不要の場合でも、利用規約は存在する）
 - ② **利用者登録に、資格要件・審査等があるプラットフォーム等**
- 次期総合防災情報システムは②の種別。

システム・PFの性質による分類

	システム・PFの性質	参考にしたシステム・PF規約
システム・PF	① オープン 利用者登録が不要、もしくは要綱等を了承し、自己申請することで利用・閲覧できる	<ul style="list-style-type: none"> • 防災クロスビュー • 国土交通データプラットフォーム利用規約 • 国土地盤情報検索サイトKuniJiban • RESAS関連サービス 利用規約 • G空間センター利用約款 • 公共交通オープンデータセンター
	② クローズド 要項等に規定された資格要件・審査基準等による審査が必要で、審査を通過した者しか利用・閲覧できない	<ul style="list-style-type: none"> • Lアラート 基本要綱・Lアラートサービス利用規約 • 東京データプラットフォーム規約案 1.1 • 全国道路施設点検データベース • DIASサービス利用規約 • 気象研究コンソーシアム利用ガイド • Tellus • 内閣府防災情報システム • SIP4Dサイト

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.2. 調査整理の方法（2/2）

- 既存の複数の要綱・規約書等の条項を調査比較し、類似する項目を一元化するなどの整理を行い、次期総合防災情報システムの規約等の参考に。

整理イメージ

No.	項目	説明	オープンシステム・PF等の規約					クローズドシステム・PF等の規約									
			防災クロスビュー	国土交通データプラットフォーム利用規約	国土情報検索サイトKuniJiban	G空間センサー利用規約	公共交通オープンデータセンター	RESAS関連サービス利用規約	内閣府防災情報システム	SIP4Dサイト	Lアラート基本要綱	Lアラートサービス利用規約	東京データプラットフォーム規約案 1.1	気象研究コンソーシアム利用ガイド	全国道路施設点検データベース	DIASサービス利用規約	
1	総則	規約全般にわたって適用される規則・規定															
1	用語の定義	利用規約や細則で使用する用語の定義	第1条 用語定義	第1条 (定義)	第2条 定義	第1条(定義)					第3条 定義 第6条 情報発信者 第7条 情報伝達者 第8条の2 特別利用者 第8条の3 協力事業者	第2条 用語の定義	第2条 (定義)		第1条 用語定義	第1条 (用語の定義)	
2	規約の目的	利用規約が策定した目的									第1条 基本要綱の目的 第2条 災害等公共情報共有基盤の目的	第1条 (目的)		第2条 目的及び適用・使用言語等			
3	規約の同意・変更	規約への同意が成立する要件や、PF管理者による規約変更に関する事項（効力、予告の有無等）	第3条 規約の変更		第8条 規約の変更等	第2条(規約の同意)								第3条 規約の変更	第4条 (本規約の変更)	2 (本規約の変更)	
...															
12	その他	その他の事項			第11条 問合せ先	第5条(公共交通データAPIの利用) 第14条(分離可能性) 第15条(存続条項)	7) その他				第14条 情報システム 第15条 ネットワーク			1 接続先について 4 問い合わせ先	第24条 (利用報告) 第36条 (分離可能性)	11 (問い合わせ等) 20 (連絡/通知) 23 (分離可能性) 24 (定めのない事項等)	

複数の要綱・規約等を比較整理し、類似する項目を一元化

特定の調査対象システムに特有と考えられる条項は「その他」に分類。



3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.3. 調査結果

- 既存の要綱・規約書等の調査比較整理の結果、次の知見が得られた。
 - ✓ **共有システムの分類によらず、概ね掲載されている規約項目は共通しているが、その記載内容が異なる**
 - 例：規約項目「第三者への提供」は共通的に掲載されている。
 - しかし、共有システムの分類によって、記載内容が「認める」、「認めない」など異なっている。
 - ✓ **先に、防災分野の実態にもとづき「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」の手順で導出した運用ルールに含める要素は、概ね、既存の規約の項目に含まれていた**
 - 例：目的外利用の抑制、データ提供者の免責 等
 - ✓ **一方、同ガイダンスの手順は、主にデータ流通を阻害する要因を除く観点での検討手順であり、当該観点では導出されなかった要素（一般的に規約化すべき通則等）も抽出されていた**
 - 例：用語の定義、反社会的勢力の排除、本規約の目的 等

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.4. 整理結果（1/5）

- 防災分野のプラットフォームに関連する既存の要綱・規約文書等の調査比較の結果から、次期総合防災情報システムの規約書等の参考となる大まかな構成（案）として、下記のとおり整理をした。
 - 冒頭に、総則的な全般的な内容（システムの目的、サービスの概要、用語の定義 など）を配置
 - 次期総合防災情報システムのステークホルダーが、データ提供者・データ利用者・PF運営者に大別されると考え、それぞれの種別ごとに、関連する規約を配置
- そのほか、冒頭に総則とは別に掲載した方が好ましい共通的な事項を、最後に配置。

構成イメージ（案）

1 総則

システムの規約全般にわたって適用される規則・規定

2 利用契約（利用者）

システムの利用者に関する規則・規定

3 利用契約（提供者）

システムの提供者に関する規則・規定

4 システム運営に関する事項 （PF運営者）

システムの運営者（＝PF運営者）に関する規則・規定

5 責任関係

システムの利用において発生した損害発生や紛争等における責任関係に関する規則・規定

6 共通インターフェース等

システムで取り扱う標準フォーマットなど技術的な事項（詳細は細目）

・・・

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.4. 整理結果（2/5）

- 「総則」のブロックには、総則的な全般的な内容（システムの目的、サービスの概要、用語の定義 など）を配置

規約条項例（参考）

条項	説明
1 総則	システムの規約全般にわたって適用される規則・規定
1 用語の定義	利用規約や細則で使用する用語の定義
2 本規約の目的	利用規約が策定された目的条項
3 規約の同意・変更	規約への同意が成立する要件や、PF運営者による規約変更に関する事項（効力、予告の有無等）
4 システム・サービス概要	システムが提供するサービス概要（名称・内容・共有範囲等）
5 使用言語	規約で使用される言語
6 適用条項	規約が適用される範囲
7 禁止事項	次期総合防災情報システムの利用における一般的な禁止行為（犯罪行為、公序良俗違反）や当該行為を行ったものの処分に関する事項
8 違反報告	禁止事項や違反行為があると思慮した際の報告に関する規定
9 反社会的勢力の排除	反社会的勢力及びそれらの関係者とみなされる利用者・提供者等に対する処分（排除等）に関する規定
10 損害賠償	規約違反に伴う損害賠償に関する規定
11 準拠法、裁判管轄、協議	規約が準拠する法律や紛争時の管轄裁判所に関する規定

2 用語の定義

- ステークホルダー（提供者・利用者・PF運営者）
- 利用形態（データ取得・データ閲覧等）等

6 適用条項

- 提供者と利用者が同一の場合における考慮事項も併記

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.4. 整理結果（3/5）

- 「利用契約（利用者）」のブロックには、システムから取得するデータの利用権限などを配置
- また、システムの利用に関する個別契約のための共通事項（利用形態の定義など）を記載することを想定

規約条項例（参考）

条項	説明
2 利用契約（利用者）	システムの利用者に関する規則・規定
12 利用契約に関する事項	システムの利用開始・契約変更に必要な利用者登録の要件や手続きに関する規定
13 利用者の拒絶	PF運営者によるシステム・サービスの利用者登録の拒絶や申請の拒否の要件に関する規定
14 利用に伴う設備準備	システムやサービスを利用するために必要な設備（通信環境、端末）の準備に関する規定
15 利用者の権利	利用者の権利（閲覧・複製・貸与、個別契約が可能な旨等）の内容・範囲に関する規定 ※ 具体的な権利内容は個別利用契約で調整
16 利用者の責務	利用者の責務（情報発信・修正対応等）の内容・範囲に関する規定
17 データ利用に関する個別契約	PF運営者との間で締結する個別利用契約の契約項目等
18 利用状況の確認	流通データが適切に利用されているか、PF運営者による利用者のデータ利用状況の確認に関する規定 ※データの利用状況に関する資料の提供や情報提供依頼などを想定
19 システム利用契約の終了条件	期間の終了やデータ利用者・提供者による契約違反など、システム・データの利用が終了・利用拒絶となる要件等に関する規定
20 契約終了後のデータ取扱い	システムのサービス提供終了後における、提供データの取扱い（利用停止、廃棄等）に関する規定
21 個人の権利利益の保護	提供データに含まれるパーソナルデータを適切に管理・運用することに関する規定
22 ガバナンス体制の確保	信頼性を確保したデータ流通促進のために必要なデータ利用者のガバナンス確保のための規定
23 利用料金	システムの利用料の支払いの有無・金額等に関する規定
24 適切なアカウント管理	システム利用に係るアカウントの発行方法、適切な管理や譲渡禁止等に関する規約
25 データ利用者の禁止事項	データ利用における禁止事項に関する規定（転載、複製、改変、目的外利用、第三者提供の抑制等）
26 退会及び契約解除	利用者による任意退会、PF運営者による強制退会・契約解除に関する該当事由、手続き等の規定

20 データ利用に関する個別契約
 個別契約のための共通事項を記載
 ・「利用形態」「利用権限」等の
 パターンの定義など

23 利用料金
 ・ 無償の場合も記載

25 データ利用者の禁止事項
 ・ 規約等に含める要素「目的外
 利用の抑制」

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.4. 整理結果（4/5）

- 「利用契約（提供者）」のブロックには、システムへの提供するデータに関する権利や、データ提供に関する個別契約のための共通事項（利用形態の定義など）を記載することを想定

規約条項例（参考）

条項	説明
3 利用契約（提供者）	次期総合防災情報システムへデータを提供する者に関する規則・規定
26 提供契約に関する事項	システムへのデータ提供開始に必要な契約締結の要件や手続きに関する規定
27 提供者の権利	提供者の権利（利用権限及び提供方法、共有範囲の限定、利用条件の設定等（個別契約含む）が可能な旨等）の内容・範囲に関する規定 ※ 一部権利は個別提供契約内で調整
28 提供者の責務	提供者の責務（迅速性や信頼性に留意した情報発信等）の内容・範囲に関する規定
29 データの利用条件の設定	データ提供者によるデータ利用条件の設定、利用条件内での利用許諾範囲の設定に関する規定
30 データ提供に関する個別契約	PF運営者との間で締結する個別提供契約の契約項目等 ※グループ単位での契約様式等を検討
31 契約終了後のデータ取扱い	次期総合防災情報システムのサービス提供終了後における、提供データの取扱い（利用停止、廃棄等）に関する規定
32 個人の権利利益の保護	提供データに個人情報が含まれないこと及び個人情報提供の同意取得の確認に関する責務を負うなど、個人の権利利益の保護に関する規定
33 データ品質の明示	提供データの品質情報（鮮度・粒度、正確性、信頼性等）を、メタデータに記載し、データ利用者に提示することに関する規定

30 データ提供に関する個別契約
個別契約のための共通事項記載
・提供したデータの利用者における「利用形態」等のパターンの定義など

3. 次期総合防災情報システムの規約等の策定に向けた検討

3.4. 要綱・規約書等の書類の構成等の検討（概略）

3.4.4. 整理結果（5/5）

- 「システム運営に関する事項（PF運営者）」には、信頼性を確保したデータ流通促進のために必要なガバナンスやシステムの管理・運用に関する事項などを配置。
- このほか、標準フォーマットなど技術的事項について、個別に「共通インターフェース等」のブロックを配置し、詳細は別途に「細則」を設けて規定することを想定。

規約条項例（参考）

条項		説明
4	システム運営に関する事項（PF運営者）	システムの管理者（＝PF運営者）に関する規則・規定
34	PF運営者による提供データの取扱い	PF運営者による提供データの適切な取扱い（利用目的・条件、ポリシーの遵守）、情報管理・維持に関する規定
35	秘密情報の取扱い	提供を受けたデータ・情報に含まれる秘密情報の取扱い（秘密の保持等）に関する規定
36	個人の権利利益の保護	パーソナルデータや個人情報の取扱いに関する規定
37	知的財産権その他権利保護	知的財産権や著作権等のその他権利の保護や帰属関係に関する規定
38	PF運営者によるデータ提供の中断・廃止	PF運営者の判断によるデータ提供の中断・廃止に係る要件や事例に関する規定
39	ガバナンス体制の確保	信頼性を確保したデータ流通促進のために必要な、システムのガバナンスを担保するためのPF運営者におけるガバナンス確保のための規定
40	運営の委託	システムの運営・運用保守業務の委託に関する規定
5	責任関係	システムの利用において発生した損害発生や紛争等における責任関係に関する規則・規定
40	非保証・免責	損害に対する補償の有無や、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任に対する免責に関する規定
41	責任の所在・範囲	システム利用における損害発生や紛争等に対する利用者やPF運営者の責任範囲に関する規定
6	共通インターフェース等	システムで取り扱う標準フォーマット等に関する規則・規定
42	情報種別及びフォーマット等の指定	システムで取り扱う情報種別やデータフォーマット等に関する規定

40 非保証・免責

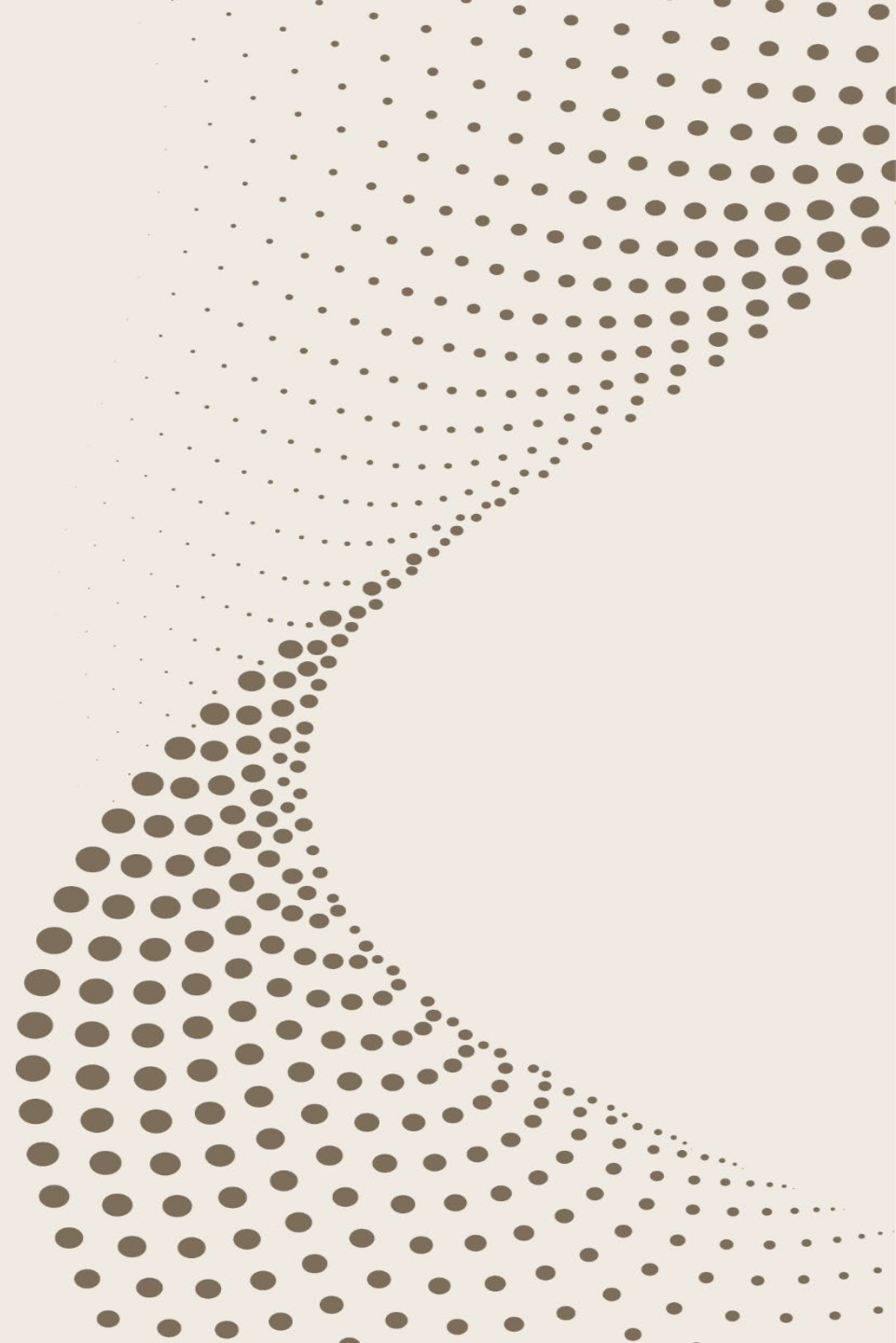
- ・ データ提供者：提供データの利用にあたっての損害の免責 など

4. 次年度以降の検討方針

- 「情報共有グループ」毎に、「包括的データ戦略」の一般則ルール10項目を参照し、各情報共有グループの運用ルールとして特徴的と考えられる論点を、ユースケースを作成しながら整理した。
- 「情報共有グループ1-1（国・都道府県レベル）」（次期総合防災情報システム）については、さらに「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」（デジタル庁/内閣府知的財産戦略推進事務局）の手順に沿って検討し、運用ルールに対する方針を、規約文等の要素として具体的にした。
- そして、これらを記載する、次期総合防災情報システムの要綱等の規約書類を、どのような構成として検討していくか、既存の関連する要綱・規約等を調査整理し、策定方針の概略（規約書の構成、個別契約との関係など）を整理した。

APPENDIX

第2回ワーキンググループでの報告内容（抜粋）



1. 防災分野におけるデータ流通に必要な運用ルールの検討

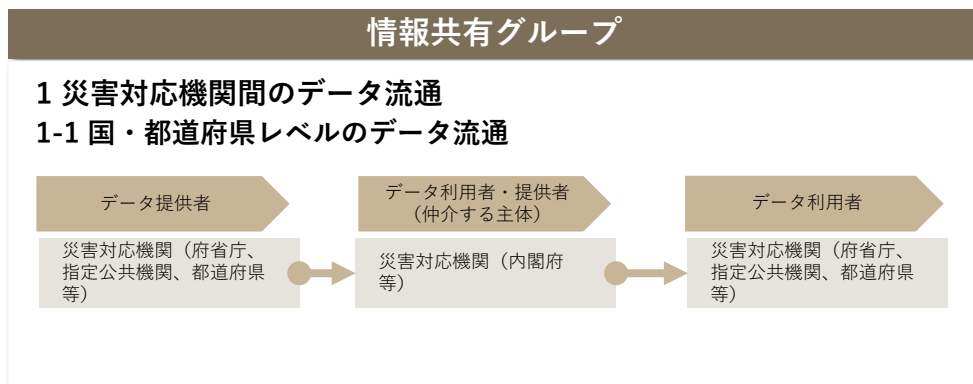
1.1. ユースケース及び重要論点 (想定)

1.1.1. 国・都道府県レベルのデータ流通 (推定情報の利用)

- 広域災害発生直後に、迅速に広域的な被災地支援方針を検討するためには、被災地からの報告情報を待つことなく、**確度の低い早期被害推計情報にも有用性があると想定。**
- **誤差を含む早期被害推計情報を、災害対応機関において適切に共有するための運用ルール等**が必要と考えられる。

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 → 発災前 → 発災初期 → 応急期 → 復旧期



流通データ・流通形態の特徴

- 広域災害の発生直後、迅速に広域的な被災地支援方針を検討に、早期被害推計情報が参考と利用される場合がある。
- 早期被害推計情報は、報告情報ではなく、観測情報等からの推計であり誤差を含む。

ユースケース

海域を震源とする地震が発生し、広い範囲で強い揺れと高い津波が観測された。

国では、広域的な支援活動の方針（例：職員派遣等の地域配分）の検討のため、観測情報等にもとづく早期被害推計情報を参考とする。

早期被害推計情報における被害数量は、後の被災地からの報告情報とは異なることが想定される。

包括的データ戦略における一般則ルール

データの取扱い一般に関する共通ルール
A-5: データ品質の考え方

ルール検討における論点

早期被害推計情報など誤差を含む情報を適切に共有するための、**情報の品質基準、責任の所在、情報の共有範囲**などに関する運用ルール

1. 防災分野におけるデータ流通に必要な運用ルールの検討

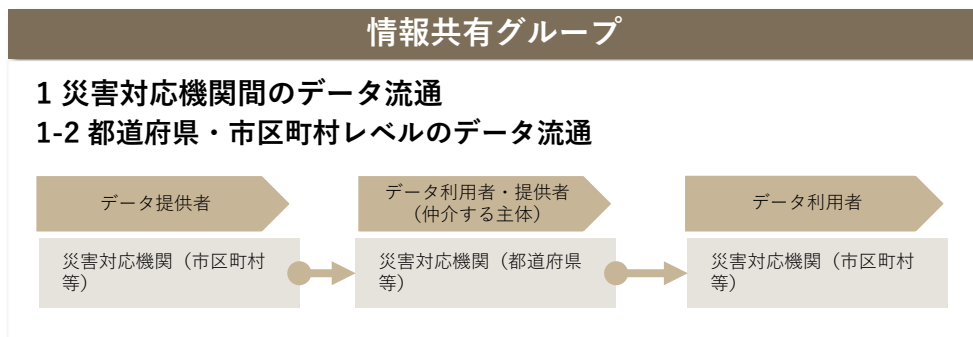
1.1. ユースケース及び重要論点 (想定)

1.1.2. 都道府県・市区町村レベルのデータ流通 (関係者の責任範囲等の整理)

- 応急期に、防災関係機関の間で、未確定であっても今後の見通し・予定等を共有することが、各機関の対策方針の検討などに有用な場合がある。
- **未確定情報は実態と異なる場合もあることから、他機関との共有することへの不安が払拭されるような運用ルールが重要と考えられる。**

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 → 発災前 → 発災初期 → 応急期 → 復旧期



流通データ・流通形態の特徴

- 防災関係機関は今後の活動方針（応急復旧活動等）の策定する際に、他機関の所管する被害状況の見通しや今後の活動予定（未確定）を参考にすることがある。

ユースケース

ライフライン事業者Aは、仮復旧を優先して行う地区の選定を、他のライフライン事業者Bの復旧見込みを参考に検討をしたい。
ライフライン事業者Bでは、自社の復旧計画において、各地区の復旧目標時期を設定しているものの、確定情報ではないため一般公表は控えたい。

包括的データ戦略における一般則ルール

データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール
B-1: データについての関係者の利害・関心の表明

ルール検討における論点

データ提供者の不安（不確定要素を含む場合など）を除くための、**データの用途、提供に関わる関係機関の立場（役割、責任範囲等）、利用に必要な情報（制限事項、共有範囲等）**に関する運用ルール

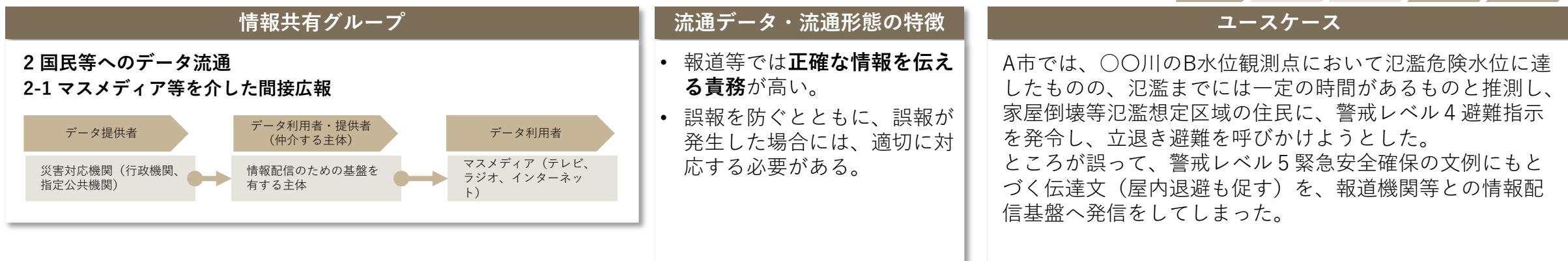
1. 防災分野におけるデータ流通に必要な運用ルールの検討

1.1. ユースケース及び重要論点 (想定)

1.1.3. マスメディア等を介した間接広報 (取消・修正報の取扱い)

- 報道や広報においては、正しい情報を発信することが重要であるが、誤報が発信されてしまう場合もある。
- データ提供者からの誤情報が、情報仲介者を通じて伝達される場合を想定し、**情報内容に関する責任の所在**や、**誤情報が共有された場合のルール**などが重要と考えられる。

ユースケース及び重要論点



包括的データ戦略における一般則ルール

データの取扱い一般に関する共通ルール
A-5: データ品質の考え方

ルール検討における論点

データ提供者から誤った情報が、仲介者を通じて伝達される場合も想定し、**情報内容に関する責任の所在**や、**誤情報が共有されてしまった場合の対応**に関する運用ルール

1. 防災分野におけるデータ流通に必要な運用ルールの検討

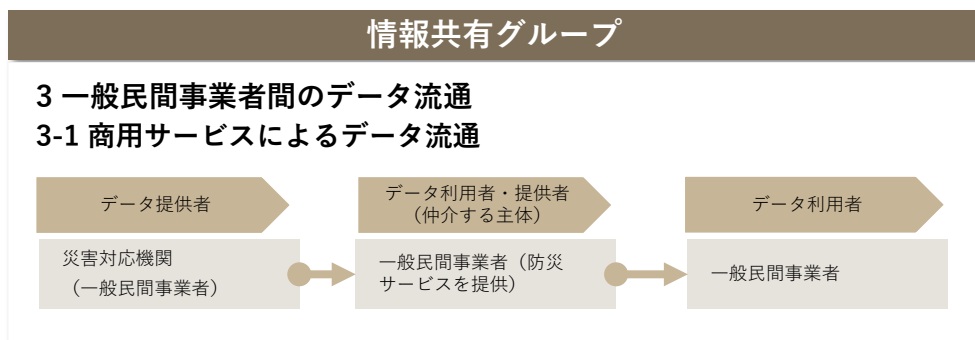
1.1. ユースケース及び重要論点 (想定)

1.1.4. 商用サービスによるデータ流通 (データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール)

- 一般の民間事業者等が自らの事業のために所有している情報のなかに、**他機関の災害対応にも有用な情報**が存在する可能性がある。
- 多くの一般民間事業者等からのデータ提供の促進に資するよう、**参照できる雛形となる契約書が有用**と考えられる。

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 → 発災前 → 発災初期 → 応急期 → 復旧期



流通データ・流通形態の特徴

- 一般の民間事業者が自らの事業のために所有している情報のなかに、他機関の災害対応にも有用な情報が存在する可能性がある

ユースケース

全国に多数の事業所を有する事業者Aでは、災害発生時に、事業所の被災状況等を収集し、状況把握や対応策の検討に活用している。

B県では、事業者Aに対して、災害発生時に各事業所の被害状況を県防災情報システムに提供してもらうことが可能か協議の打診を行った。事業者Aは、類似の事例があるか照会を行ったが、参考となる前例はなかった。

包括的データ戦略における一般則ルール

データの取扱い一般に関する共通ルール
A-2: データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール

ルール検討における論点

一般民間事業者の所有する情報が、他者の防災活動に資する適切な共有が促進されるよう、参照できる契約雛形などに記載する運用ルール

1. 防災分野におけるデータ流通に必要な運用ルールの検討

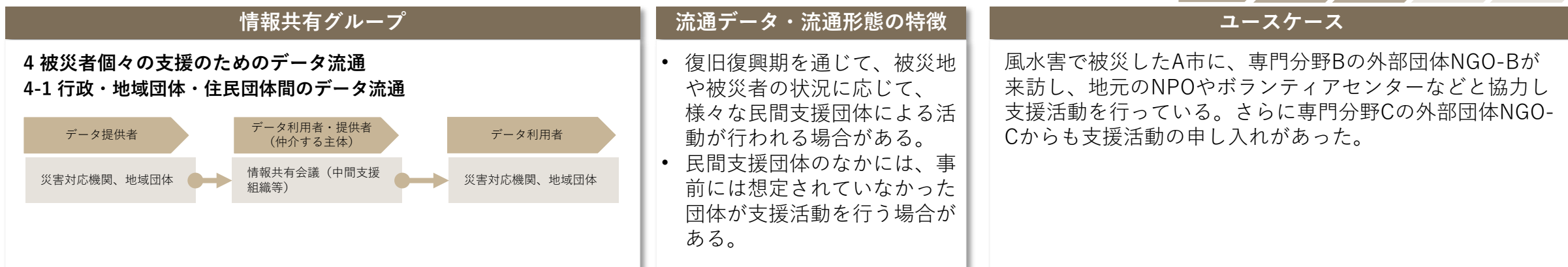
1.1. ユースケース及び重要論点 (想定)

1.1.5. 支援団体等への個人情報を含まないデータ流通 (多様なデータ提供主体の真正性の確認)

- 被災地の状況や復旧段階に応じ、各種の異なる活動を行う多様な民間団体 (事前の応援協定等の締結のない団体を含む) が支援活動に参画する場合がある。
- 多様かつ流動的となるステークホルダー間で安全かつ適正にデータ共有を行う必要があり、**情報提供機関や利用機関の真正性の証明方法や審査基準等の運用ルール**の検討が必要と考えられる

ユースケース及び重要論点

フェーズ: 事前 → 発災前 → 発災初期 → 応急期 → 復旧期



包括的データ戦略における一般則ルール

データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール
B-2:意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入

ルール検討における論点

被災者の支援活動に参画する多様な団体について、**真正性の証明方法や審査基準**などの運用ルール

1. 防災分野におけるデータ流通に必要な運用ルールの検討

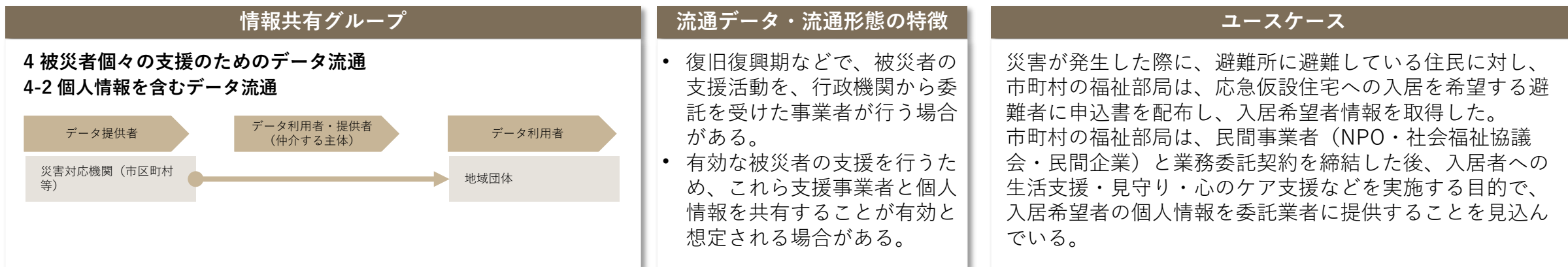
1.1. ユースケース及び重要論点 (想定)

1.1.6. 個人情報を含むデータ流通 (個人情報の取扱い)

- 被災者個人に適した支援のため、支援ニーズのほか個人情報を含む情報を、行政機関や民間事業者等が共有することが有用と想定される場合もありうる。
- **個人情報の取得に関するルール** (被災者自身の判断で、行政外の支援者等への個人情報の利用目的や公開範囲を指定できる仕組み) や、**安全管理に関するルール** (データ主体・作成者・利用者の権限規定、オプトイン・オプトアウトの要件・仕組み等) が重要と考えられる。

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 → 発災前 → 発災初期 → 応急期 → 復旧期



包括的データ戦略における一般則ルール

データの取扱い一般に関する共通ルール
A-3: パーソナルデータの取扱いルール

ルール検討における論点

データ提供者の不安を払拭するための、**個人情報の共有範囲や利用目的の明示、同意規定**などの運用ルール

1. 防災分野におけるデータ流通に必要な運用ルールの検討

1.1. ユースケース及び重要論点（想定）

1.1.7. IoT機器のデータ流通（IoT機器の真正性の確認）

- 将来的に、防災で有用となるデータをIoT機器から取得する際に、対象となる機器や、機器を所有運用する機関も多数かつ多様となる可能性がある。
- **データ収集対象となるIoT機器データの真正性等を担保する方法等**に関するルールが必要となると考えられる。

ユースケース及び重要論点

フェーズ： 事前 → 発災前 → 発災初期 → 応急期 → 復旧期

流通データ・流通形態の特徴

- データを取得対象となるIoT機器が、多数となり、運営主体も複数となることが想定される。

ユースケース

A市では、多数の機関・事業者により、自らの事業用途等のため多数の浸水センサーが設置されており、機器は各事業者等により日々、増設されている。
内水氾濫検知のため、これら事業者が設置したセンサー情報を数多く利用できるほど有用となる可能性がある一方で、センサーが適切に設置されていることやデータの真正性などが担保されることが望ましい。

包括的データ戦略における一般則ルール

データの取扱い一般に関する共通ルール

A-1: データ提供主体／データの真正性等の運用ルール

ルール検討における論点

多様な設置主体による多様なIoT機器からのデータ収集について、**データ品質やデータの真正性等を担保する方法等**に関わる運用ルール

